

## 違反事業者及び課徴金額一覧

別表

番号	法人番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額（万円）	課徴金減免 制度の適用
1	6120001126727	株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 荒木 直也	○	6,758	
2	5120001077467	株式会社高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本 茂	○	5,876	30%
3	3120001098201	株式会社近鉄百貨店	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号	代表取締役 高松 啓二	○	4,485	30%
4	7120001155659	株式会社京阪百貨店	大阪府守口市河原町8番3号	代表取締役 辻 良介	○	1,637	
5	6010001127026	株式会社そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二	○	641	30%
6	9010601038982	株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	代表取締役 好本 達也	-	-	免除
合 計					5社	19,397	/

(注1) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。